広島地方裁判所三次支部令和 5 年令和 5 年(ワ)第 26 号 損害賠償請求事件 文 書 提 出 命 令 申 立 書 (2)

原告 髙野邦夫

被告 国

令和6年3月3日作成

広島地方裁判所三次支部 御 中

記

- 1. 原告は原告主張事実立証ため、民事訴訟法第220条の規定により、文書の所持人である国=検察に対し、当該文書の提出を求める申立てをします。
- 2. なお当該文書は、法務省令(甲第5号証)によれば任意に提出されて然るべきものである。
- 一 文書の表示

牛尾副検事の処分通知書(事件番号=H29-100138・<mark>甲第3号証</mark>)に対応する訴外津田廣雄の略式手続の記録で就中、西山明判事名義の略式命令書。

二 文書の趣旨

原告が他の訴訟から今日まで、法務省令(執行命令・甲第5号証)の趣旨に則り、国=検察に対し津田廣雄の刑事処分の結果通知を求める意思表示を行ってきた。これに対応する西山判事名義の略式命令書他一切の関連書類。

三 文書の所持者

被告=国=検察

四 証明すべき事実

当該文書が原告主張の通り、西山判決(甲第 1 号証)が「実体なき狂言裁判」であった事実の立証。

五 文書の提出義務の原因

被告=国が処分通知書(甲第3号証)で主張している事実の結果である文書で、処分通知書 (甲第3号証)と一体のものである点他、民事訴訟法第220条の文書に該当する。

★民事訴訟法第220条(文書提出義務)

次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

- 一 当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき。
- 二 挙証者が文書の所持者に対しその引渡し又は閲覧を求めることができるとき。
- 三 文書が挙証者の利益のために作成され、又は挙証者と文書の所持者との間の法律 関係について作成されたとき。

四 以下省略

以上原告 髙野邦夫